

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援等を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急・小児・周産期医療や高度医療の実施、さらには、感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしています。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では、行政の財政負担がなければ、持続的な運営はできません。

近年の人事費や物価の高騰等により、病院運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和7年8月に公益社団法人全国自治体病院協議会が発表した、会員病院の令和6年度決算状況調査結果によると、有効回答数の約9割近くに当たる会員病院において、一般会計から繰入金を入れてもなお経常収支が赤字となるなど、自治体病院の経営状況は大きく悪化しています。

このままの状況が続ければ、地域住民の命や健康、さらには社会の安全、安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、まさに地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面していると言えます。

よって、政府は、危機的状況にある自治体病院の存続に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する診療報酬の仕組みを導入すること。
2. 令和8年度の診療報酬改定において、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣